

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を37万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 27 日

株式会社Aに勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無い。控除された保険料に見合った標準賞与額となるように、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する賃金台帳において、平成15年6月30日に賞与が支給され、当該賞与額に見合った厚生年金保険料が控除された旨が記載されているが、申立人に係る銀行取引明細表に記載された同月27日に振り込まれた金額が、上記賃金台帳に記載された社会保険料等を控除した賞与額と一致していることから、申立人は、同日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、37万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認

めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月2日まで

A株式会社に入社してから退職するまで、転勤や配置換えあつたがずっと継続して勤務していた。厚生年金の記録に空白があるのはおかしいので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する人事記録、同社の回答及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C部から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社は、資料が無いため不明である旨の回答をしているが、当時の複数の同僚が「A株式会社C部が廃止され、同社D工場に移転した。」と供述しているところ、申立人が異動後に勤務した同社D工場は、昭和32年5月2日に新規適用事業所となっていることから、同日を異動日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和32年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は残っていないが、会社責任である可能性が高い旨を回答しており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 38 年 9 月頃まで  
② 昭和 47 年 9 月から 49 年 4 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた申立期間①及びB株式会社（現在は、株式会社C）の営業所で勤務していた申立期間②について加入記録が無いことが分かった。当該期間についてはいずれも勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の1人が申立人について記憶していること、及び申立人が記憶している上司の氏名について、他の同僚の記憶とも一致していることから、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社D部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社の総務担当者は、「申立期間当時の賃金台帳や人事記録等の資料は保管されていないため、申立人の勤務や厚生年金保険料控除については不明であり、当時の資料としては昭和 25 年頃からの従業員に係る社会保険の記録（社会保険カード）のみが保管されているものの、その中に申立人の記録は存在しない。」と回答している。

また、上記の総務担当者及びA株式会社D部における申立期間当時の複数の同僚は、「D部には月給制の正社員のほか、出来高制の請負契約の労働者もいた。」と述べており、前述の申立人が記憶する上司についても申立人と同様に社会保険カードに記録が無いことから、申立期間当時におけるD部の従業員全員について必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったこ

とがうかがえる。

さらに、申立期間当時のD部における複数の元同僚に照会したが、申立人の氏名を記憶している前述の元同僚は「申立人は（正社員ではなく）非常勤の従業員だったのではないか。」と述べており、ほかに申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認できる具体的な資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

また、オンライン記録において、申立期間①は国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、E市F区にあったB株式会社の営業所に勤務していたと申し立てしているところ、オンライン記録において、B株式会社の営業所については厚生年金保険の適用事業所であった記録が見当たらない。

また、申立人が申立書に記載している事業所の所在地から、上記営業所の本店であったと考えられるG株式会社が当時、適用事業所であったことが確認できるものの、商業登記簿によると、昭和54年12月に解散しており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっている上、申立期間当時の元取締役は、申立人について記憶しておらず、当時の資料も保管していない旨を回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、G株式会社の複数の元従業員に照会を行ったが、申立人の申立期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間②に係る雇用保険加入記録について確認することができない。

また、G株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

さらに、オンライン記録において、申立期間②は国民年金保険料全額免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。